

回 答 書

「令和6年度 米政契第5号 米原市総合計画策定支援業務」に係る質問について、下記のとおり回答します。

記

R6.12.27 現在

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|--|--|
| 1 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (1) 提出書類および 必要部数 ②実施体制各種調書お よび企画提案書等 | 押印が必要な様式の副本の作成方法については、次のどの方 法で提出すべきでしょうか。 ①副本にも押印して提出 ②押印した正本のコピーを副本として提出 ③必要事項を入力したデータを印刷して提出 (押印なし) | 次の方法でお願いします。 ②押印した正本のコピーを副本として提出 |
| 2 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (1) 提出書類および 必要部数 ②実施体制各種調書お よび企画提案書等 オ 企画提案書 (任意様 式) | 企画提案書の枚数、文字のポイント (大きさ) について、条 件が記載されていませんが、これらの条件はないという理解 でよいでしょうか。 もし、枚数やページ数に制限がある場合は、その枚数やペー ジ数とともに、提案書表紙を枚数やページ数に含むかもしも 教示ください。 | お見込みのとおりですが、企画提案書は、提案項目に ついて貴社の考え方をわかりやすくまとめるととも に、要点を簡潔にまとめて作成してください。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|---|--------------------|
| 3 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (1) 提出書類および 必要部数 ②実施体制各種調書お よび企画提案書等 カ 参考見積書 (任意様 式) | 参考見積書への押印は不要という理解でよいでしょうか。 | 参考見積書にも、押印をお願いします。 |
| 4 | 実施要領 P 8 様式 4 業務実績調書 | 作成実績がわかる資料について、契約書・仕様書の写しの提出による対応でよいでしょうか。また、その場合、業務実績調書に記載する項目がわかる部分のみを提出する方法でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 仕様書 P 2 6 業務内容 【令和7年度】 (4) 会議運営支援 | 本業務においては、米原市自治基本条例推進委員会で、次期総合計画および総合戦略の審議を行い、米原市付属機関設置条例の付属機関の属する執行機関に記載されている米原市総合計画審議会および米原市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議での審議は行わないという認識でよいでしょうか。 もし、米原市総合計画審議会及び米原市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議においても審議をされる場合は、それぞれの会議体の役割分担と各会議体間の調整方法についてご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|---|---|
| 6 | 仕様書 P 2 6 業務内容 【令和 7 年度】 (4) 会議運営支援 ① 専門部会等 (3 回程度) | 専門部会等について、① 庁内の会議体、② 庁外の会議体、どちらを想定されていますでしょうか。また、専門部会等の本業務における役割やどのようなメンバーが構成員となることを想定されているか、ご教示ください。 | 専門部会等は、「① 庁内の会議体」を想定しています。メンバーは、各部局から推薦された課長級職員を構成員として想定しており、具体的な調査・検討を行います。 |
| 7 | 仕様書 P 2 6 業務内容 【令和 7 年度】 (4) 会議運営支援 ② 自治基本条例推進委員会 (7 回程度) | 自治基本条例推進委員会と専門部会等との関係性についてご教示ください。 | 自治基本条例推進委員会は、外部の有識者で構成される委員会として、広範な視点から計画全体を俯瞰し、方向性や基本的な考え方について助言・提言を行なっていただきます。専門部会等は、庁内で同種の役割を持つ策定検討委員会(市長をトップとした部長級会議)のもと、具体的な調査・検討を行います。 |
| 8 | 仕様書 P 6 6 業務内容 【令和 8 年度】 (3) 実施計画作成支援および進行管理手法の検討支援 | 貴市における総合計画の進行管理方法について、現時点における進行管理手法があれば、その導入状況、運用状況をご教示ください。 | 総合計画の計画的な推進と施策・事業の実効性を確保するため、施策目標に位置付けた成果指標の数値を年度ごとに把握し、全事務事業で P D C A サイクルによる進行管理を通じた改善や見直しを行い、これらに基づいて、事業内容や実施年度を示す実行計画をローリング方式で毎年度見直しています。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|---|-------------------------------------|
| 9 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (1) 提出書類および 必要部数 ②実施体制各種調書お よび企画提案書等 オ 企画提案書 (任意 様式) | 企画提案書のページ数をご指定いただけませんか。 | 本回答書の通し番号 2 の回答を御参照ください。 |
| 10 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (1) 提出書類および 必要部数 ②実施体制各種調書お よび企画提案書等 オ 企画提案書 (任意 様式) | 「提案項目について貴社の考え方をわかりやすくまとめる」 との記載があります。これは「市が求める提案項目」に即し てご提案するように読めますが、提案項目はお示しいただけ るのでしょうか。 | プロポーザルにおいて、貴社が「提案される項目」と いう意味です。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|---|--|
| 11 | 実施要領 P 2 5 企画提案書等の作成 および提出 (3) その他 カ | 提案する内容の大部分は、提案者独自のノウハウであり、プロポーザルにおいて他社と競争するために提出するものです。競合他社に内容が伝わる形で企業独自のノウハウを公開した場合、事業者の競争上の地位を害する場合があります。このため公開にあたっては、提案者に予め承諾を得るとともに、公開部分について調整を行っていただくことはできますか。 | 仕様書のとおりとします。 なお、「本案件のプロポーザルに関する報告、公表等が必要とする場合」に限定しており、提案した内容のすべてを公開するようなことは想定しておりません。 |
| 12 | 仕様書 P 1 4 計画の概要 | 現計画は 10 年で次期計画を 11 年とされた経過をお聞かせください。 | 基本計画を市長任期と連動させることにしたためです。 |
| 13 | 仕様書 P 1 4 計画の概要 | 第 1 期計画は基本構想、基本計画、実施計画の三層構造、第 2 期計画は基本計画とアクションプランの二層構造で策定されています。第 3 期計画で再び三層構造（基本計画を策定する）とされた経過と今回策定する基本計画の計画期間をお聞かせください。 | 基本構想では、将来像や重点目標を明らかにします。基本計画では、重点政策や分野別の方向性を明らかにします。このように役割分担を明確にすることで、分かりやすい計画を目指します（第 2 次米原市総合計画では、基本構想部分の分量が多くなりすぎたという課題がありました。）。 なお、基本計画の計画期間は、市長任期と連動性を持たせ、3 年、4 年、4 年を想定しています。 ※質問では、第 2 次計画は、基本計画とアクションプランの二層構造とされていますが、実際は、基本構想とアクションプランの二層構造です。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|-------------------|---|---|
| 14 | 第2次米原市総合計画 P 2 | アクションプラン掲載事業について「重点的に取り組む」事業を位置づけたと記載がありますが抽出基準をお聞かせください。 | <p>第2次米原市総合計画では、アクションプランについて、次のように記載しています。</p> <p>基本構想で示した施策を推進するため、具体的な事業の内容や実施年度を示す実行計画として策定します。計画期間は3年間とし、毎年度更新する中で、重点的な取組事項等を盛り込んだ内容とします。</p> <p>重点的な取組事項は、総合計画に掲げる市の目指すべき将来像の実現に向けて、当市が直面する社会的課題への対応や、将来にわたる持続可能な発展につながる事業などを総合的に判断して位置付けています。</p> |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----------------------|--|--|
| 15 | 第2次米原市総合計画 P 1 3 2 | 企画提案にあたり、現行の行政評価、アクションプランの評価などについて資料をご提供いただけますか。 | <p>総合計画の計画的な推進と施策・事業の実効性を確保し、総合計画、行政評価および予算の連携を強化するため、PDCAサイクルによる進行管理を行なっています。また、総合計画を確実に推進するため、施策目標に位置付けた成果指標について、定期的に数値を把握するとともに、より実効性の高い施策、事業展開を図るため、実施後に事務事業評価を行い、これに基づいて新規、拡充、縮小、廃止などの改善や見直しを行い、評価結果を次年度に反映していくマネジメントサイクルに基づいた進行管理を行なっています。</p> <p>資料については、次の公式ウェブサイト上のファイルを御参照ください。</p> <p>アクションプラン https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/seisaku/sesakuka/keikaku/3766.html</p> <p>主要施策の成果説明書等 https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/soumu/zaisei/kessan/seika/index.html</p> |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|--|---|---|
| 16 | 仕様書 P 7 6 業務内容 【令和 8 年度】 (5) 成果物 | 「子ども」向けの総合計画冊子は対象年齢の想定はされていますでしょうか。また、冊子、概要版の配布・活用は既に決まっておりますでしょうか。提案事項であればご回答は不要です。 | 小学校 4 年生以上を想定していますが、柔軟な御提案をお待ちしています。 本編冊子は、米原市行政情報プラザへの設置、各部局への配置等を想定しています。また概要版は、前述の内容に加えて、各施設への配置、小中学生への配付、出前講座等での活用、策定過程における関係者等への送付などを想定しています。 |
| 17 | 仕様書 P 3 6 業務内容 【令和 7 年度】 (4) 会議運営支援 仕様書 P 6 6 業務内容 【令和 8 年度】 (4) 会議運営支援 | 総合計画及び会議体の設置根拠に係る資料をいただけますでしょうか。また、専門部会と自治基本条例推進委員会の位置づけ、役割を教えてください。 今回の策定では総合計画審議会は設置しないのでしょうか。 | 総合計画については、米原市議会基本条例の第 15 条で、議会の議決に付すべき事件として規定しています。また、自治基本条例推進委員会については、米原市自治基本条例の第 28 条で、米原市自治基本条例推進委員会の設置等として規定しています。なお、条例は、公式ウェブサイト上で公開しています。 総合計画審議会の設置については、本回答書の通し番号 5 および 7 の回答を御参照ください。 |
| 18 | 実施要領 P 8 様式 4 業務実績調書 | 過去 5 年間の総合計画策定の実績について、令和 6 年度の業務期間中のため、「過去 5 年間」は「令和元年度から令和 5 年度」の実績でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 実施要領 P 8 様式 4 業務実績調書 | 「作成実績がわかる資料の添付」は「委託契約書の写し」でよろしいでしょうか。 | 本回答書の通し番号 4 の回答を御参照ください。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|--|--|--|
| 20 | 仕様書 P 2 4 計画の概要 | 基本構想は11年の期間が示されていますが、基本計画、実施計画について、想定されている計画期間はありますか。 | 実施計画は、市長任期と連動性を持たせ、3年、4年、4年を想定し、毎年度ローリング方式で修正します。基本計画については、本回答書の通し番号 13 の回答を御参照ください。 |
| 21 | 仕様書 P 4 6 業務内容 (5) キックオフ講演会 | 「講演会実施に当たっての企画、講師等の調整を行うこと」とありますが、講師の選定も受託者が行うのか、それとも米原市様が想定しておられる講師との折衝を受託者が行うということでしょうか。 | 受託者を中心として、当市と協議しながら進めることを想定しています。 |
| 22 | 仕様書 P 4 6 業務内容 (7) 各種ワークショップ運営支援 | ワークショップの会場設定や設営などの実務に関する準備は市が行われる予定でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 23 | 仕様書 P 4・5 6 業務内容 (7) 各種ワークショップ運営支援 ①若手職員ワークショップ | 若手職員ワークショップは職員のファシリテート能力向上の機会とするとあり、若手職員ワークショップのファシリテーターも職員と記載されています。ファシリテート能力向上とは、受注者が職員のファシリテートに対して指摘を行い、問題点等をまとめて報告するという認識でよろしいでしょうか。 | 「ワークショップへの参加を通じて、政策立案能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力の向上を目指すとともに、地域課題への理解を深化させ、地域への愛着や貢献意欲を高めたい。」という思いを持っています。柔軟な御提案をお待ちしています。 |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|------------|---|---|
| 24 | 仕様書の表現について | <p>仕様書の中で「わかりやすく」など解釈に幅のある表現を多用されていますが、主観的かつ曖昧な表現であり齟齬を生じやすいと感じました。</p> <p>可能な限りで定義を示していただくことは可能でしょうか？</p> <p>以下に例を示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく 例→図解やイラストを用いるなど視覚的にわかりやすく ・親しみやすく 例→パステル調や手書き風や子供やお年寄りのイラストを活用して親しみやすく ・見やすく 例→文字をできるだけ大きくまた少なくし図やイラストで表現することで見やすく ・分かりやすい 例→専門用語などはできるだけ使用せず小学5年生でも理解できる表現とすることで分かりやすくする ・関心を高める 例→当事者の属性ごとにテーマを絞り込むことで自分ごとになるようにすることで関心を高める ・理解が深まる 例→できるだけ多くの利害関係者の事例などを紹介することで理解を深める | <p>本仕様書では、細部までの定義や基準を設けず、受託者からの御提案を重視する方針としています。これは、受託者の専門性や創造性を活かしていただき、より効果的な成果物を目指すためです。</p> |

| 通し番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|---|--|--|
| | | <p>・多様な視点</p> <p>例→自治体と市民だけではなく企業や教育機関などの意見を取り入れることで多様な視点を持つことができる</p> | |
| 25 | <p>仕様書 P 2</p> <p>6 業務内容</p> <p>【令和 7 年度】</p> <p>(2) 第 2 次米原市総合計画の検証等</p> | <p>前期策定時からの繰り越されている課題や懸念点があればご教授ください。</p> | <p>少子高齢化や人口減少、大規模災害や感染症への対応、情報通信技術の急速な進歩等、社会情勢の大きな変化に向き合い、持続可能な地域社会を構築することが必要と認識しています。</p> |

以上